

奈良県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十九号

奈良県契約規則の一部を改正する規則

奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第十号中「かし担保責任」を「目的物の種類又は品質に関する担保責任」に改める。

第二十条第一項ただし書中「かし担保義務」を「目的物の種類又は品質に関する担保義務」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良県契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。